

設備投資減税・補助金制度のご案内

平成31年3月31日までに設備投資のご予定がある場合、特別償却、税額控除又は補助金を受けられる可能性があります。

- 右記のQ&Aで今すぐチェック
- 全てYesなら、ご相談を！

たとえば・・・

【取得価額**3,000万円**の設備投資を行った場合】

3,000万円全額が税務申告上の費用となるため

減税効果は900万円

(3,000万円×法人税率約30%)

【お気軽にお問合せください】

- **ご相談は無料**で行います。
- ご相談後の手続きに進まれた場合、以下の報酬が発生致します。

質問		Yes / No		
◆法人税の申告ポジションは青色申告法人であるか？		Yes	No	
◆貴社の資本金は 1億円以下 であるか？		Yes	No	
◆従業員は 1,000人以下 であるか？		Yes	No	
◆右記の固定資産の取得があるか？	設備の種類	1台1基の取得価額	Yes	
	機械装置	160万円以上		No
	工具	30万円以上		
	器具備品	30万円以上		
	建物附属設備	60万円以上		
ソフトウェア	70万円以上			
◆取得及び事業供用日が 平成31年3月31日 までか？		Yes	No	
◆事業供用場所は、日本か？		Yes	No	
◆ 中古資産 の取得や貸付のための資産の取得 ではない か？		Yes	No	

項目	報酬
◆特別償却等適用サービス	・設備投資額1億円まで・・・100万円 ・設備投資額1億円超・・・設備投資額×1%
◆補助金支援サービス	成功報酬型（交付助成金×20%）
◆その他付随コンサルサービス	貴社の状況に応じてご相談

※貴社の状況、設備投資予定に応じて、最適な優遇措置をご提案いたします。
 ※設備投資に伴う事業計画の設計、投資後のモニタリングについてお手伝いいたします（ご希望がある場合）。

【お問い合わせ】

税理士法人 平川会計パートナーズ 電話：03-3836-0881 担当：小林・塩野